

# 定期合同点検実施結果(東植田小学校区)

日時:平成28年7月13日(水) 午後2時~4時00分

参加者:学校2、PTA3、交母2、水利組合0、コミュニティ協議会4、道路管理者(県1市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

	場 所	交 通 環 境	要 望 点	担当部署	対策・改善計画
1	① 県道30号 (主要地方道塩江屋島西線)	朝夕通行する自動車がスピードを出している。通行量も多い。	取締りの強化 路面表示(通学路)	高松東警察署 高松土木事務所	○速度取締りや見せる取締りを検討 ○通学路の路面表示は不可
2	② 穴吹商店前 高松市東植田町326-3(市道)	道路が複雑に交差しており、自動車等の往来を確認するのが難しい。(建物の死角からの横断となる)	路面表示(通学路) カーブミラーの設置	市道路管理課	○通学路の路面表示は不可 ○カーブミラーの設置も不可 ○外側線を分断し、巻き込みで交差点をわかりやすくすることを検討 ○交差点東側の植栽やブロック塀をなくし、見通しを改善する(自治会)
3	③ 郵便局横 高松市東植田町295-3	朝夕通行する自動車がスピードを出している。郵便局裏から川沿いに出るとき、横断歩道までの少しの間、待つ場所がない。	押しボタン信号機の設置 標識の設置 路面表示(通学路)	高松東警察署 高松土木事務所 市道路管理課	○押しボタン信号機の設置は不可 ○道路北側に減速マーク(路面表示)を検討 ○外側線を引き歩行者の通行帯を確保することを検討
4	④ 県道30号 (主要地方道塩江屋島西線)	東側には歩道があるが、西側には歩道がない。	歩道の設置	高松土木事務所	○歩道の設置については不可
5	⑤ 高松市東植田町(株)久保土建南側 (市道)	用水路が深く危険である。	柵の設置	市道路管理課	○柵の設置については可能 ※水利組合、自治会に要望書を交付予定
6	⑥ 高松市東植田町2197-4先	急カーブのため、見通しが悪く危険である。朝、自動車がスピードを出している。	取締りの強化 路面表示(通学路)	高松東警察署 市道路管理課	○見せる取締り等を検討 ○カーブ手前にカーブ注意の路面表示を検討
7	⑦ 高松市東植田町2002-2先 (県道30号)	横断歩道がない。	横断歩道の設置 自動車の停止線の改良 カーブミラーの設置	高松東警察署 市道路管理課	○横断歩道の設置は不可 ○停止線の改良も不可 ○カーブミラーの設置も不可
8	⑧ 県道30号 (主要地方道塩江屋島西線)	用水路の柵の塗装がはげていてケガをしたことがある。山側の木や竹が、電線にかかったり、倒れかかっていたりしている。	柵の改修・点検 樹木の剪定	高松土木事務所	○柵の修理・点検を順次検討 ○土地の所有者の確認が取れたところは可能
9	⑨ 県道30号 (主要地方道塩江屋島西線)	横断歩道がない。	横断歩道の設置	高松東警察署	○横断歩道の設置の可否については、交通量調査を実施して回答予定